

入間市農業委員会だより

令和5年1月

第54号

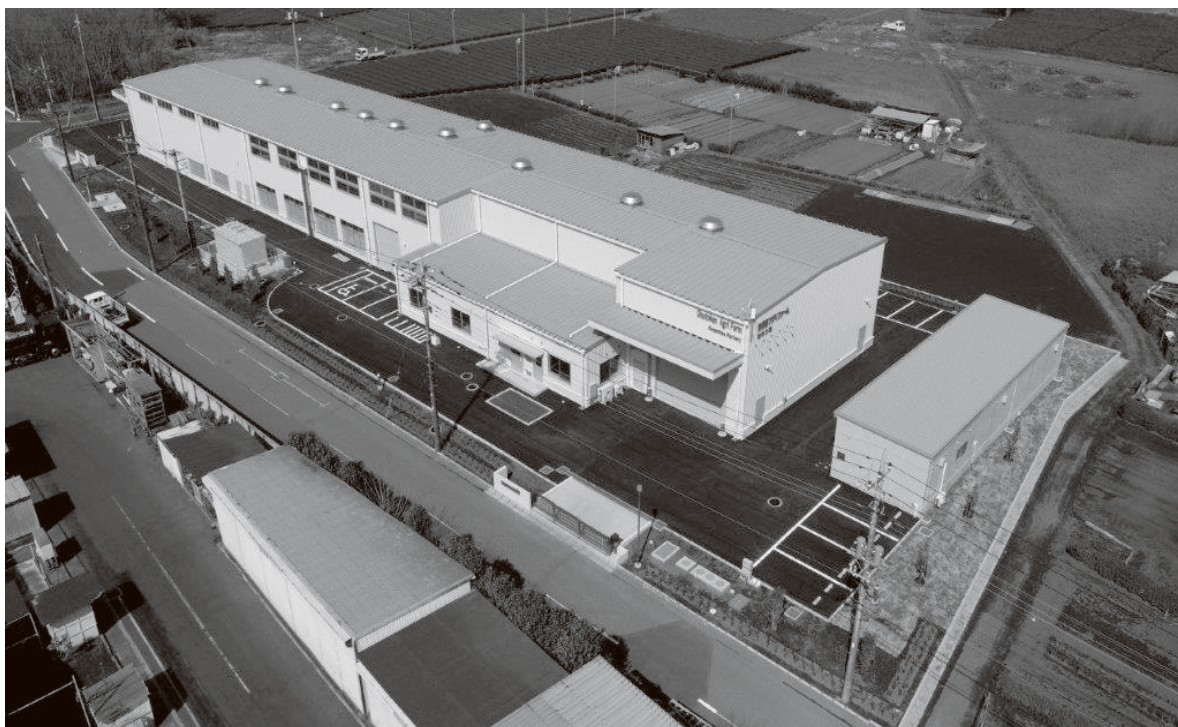
編集・発行

入間市農業委員会

入間市豊岡1丁目16番1号

電話 04-2964-1111(代)

～狭山茶の味と技術と景観を未来に継ぐ～ ドリンク茶×リーフ茶の二刀流



令和四年四月・新工場稼働

首都圏アグリファーム株式会社(本社:入間市木蓮寺)は2015年に地域振興及び狭山茶ブランドの再興を目指して農業分野に新規参入した農業法人です。会社を構成する人材は地元金子地区に根を下ろす茶業関連者等が多く、この地域で特徴的な『狭山火入れ』等を取り入れた技術を継承し、狭山茶の伝統を守っています。一方では、消費者の生活スタイルや嗜好の変化によって、お茶の需要の変化が起き、いわゆるリーフ茶からドリンク茶へのシフトが進んでいる昨今の状況の中、市場の動向に対応すべくドリンク原料への生産・加工も進展させています。

圃場は主に農地中間管理事業(農地バンク)を

活用し、自らの管理の難しくなった農家(地主)から埼玉県農林公社を通じて約56haを借り受けており今後も拡大する計画です。

既存の工場では生産規模的に限界に達したため、昨年の4月から新工場での稼働も始めました。新工場の生産能力は既存工場の約2.5倍となり、また使用する燃料はオール都市ガスで、排熱を再利用する生産ラインを備えており、CO₂排出量の少ない環境に配慮した荒茶工場となっています。

消費者、地域社会、農業、地球環境の課題解決に貢献する、日本茶を通じた100年企業に向けて持続的に成長する健康創造企業を目指しています。(会社や新工場概要は3ページで紹介しています)

入間市の農業について

入間市長 杉島 理一郎



皆様方におかれましては、
健やかに新年を迎えられた
ことと心よりお慶び申し上
げます。

また、日頃より市の農業振
興に対し、ご理解ご協力を賜
り厚く御礼申し上げます。

農業者の皆様には、昨今の
気候変動や、新型コロナウイルス
感染症、原油価格や物価
の高騰など、厳しい環境の中、
消費者のために、農畜産物の
生産と地産地消の推進に大
変なご尽力をいただいてお
りますことに心より深く感
謝申し上げます。

当市は昨年5月にSDGs
未来都市に選定され、「Weini-
dein」をキーワードに地域
資源を生かした取組を進めて
おります。

その代表格である狭山茶に
ついては、昨年9月に茶業及
び茶文化の振興を図り、茶畑
の風景や狭山茶のある暮らし
を後世へつないでいくことを
目的に「おいしい狭山茶大好
き条例」を制定しました。本条
例に基づき、茶業振興の一層
の充実を図るとともに、将来
に向けて、狭山茶のブランド
化及び6次産業化を推進し、
スマート農業の実現に向けた
支援も行ってまいります。

また、野菜などの農畜産物
については、市報の特集やの
ぼり旗、スーパ―の地元産
コーナーのボード等により地
元農畜産物の市民への周知を
図っております。また、昨年6
月から市役所で定期的に開催
している「ふれあいマルシェ
いるま」や市内各地区で市場

を開催する「出張！入間の
うまい市」などの農産物販
売事業により、今後も地元
産農畜産物の販売促進及び
ブランド化と、販路拡大に
向けた地産外商にも努めて
まいります。

入間市の農業については、
SDGsを横串しに、農業
基盤の強化推進、農業生産
の振興、農産物の販売促進
の3つの柱を中心に農業振
興を図ってまいります。

農業者の皆様、農業委員・
農地利用最適化推進委員の
皆様には、各種農業振興施
策の推進に、ご理解ご協力
を賜りますとともに、将来
に渡って美味しい農畜産物
を生産いただき、市民に「入
間のうまい」をお届けくだ
さいますようお願い申し上
げまして、ご挨拶とさせて
いただきます。



表紙掲載市内農業法人 ～首都圏アグリファーム株式会社～

●会社概要

本 社：埼玉県入間市木蓮寺 734-2
 設 立：2015 年 3 月
 業務内容：狭山茶の生産、加工、販売
 営農地域：入間市金子地区周辺
 営農面積：管理圃場面積約 70ha
 公式 HP：<http://www.sayama-cha.jp/>



●新工場概要

所 在 地：埼玉県入間市寺竹 320-1
 竣工年月：2022 年 3 月
 面 積：事業区域面積：4,793.3 m² (1,450 坪)
 建築面積：1,802.1 m² (545 坪)
 製造能力：生葉処理 1,500kg/ 時間
 環境対応：使用する燃料は全て都市ガスで、
 生産ラインには排熱を再利用する
 機構が取り付けられており、国
 内でも最も CO₂排出量の少ない
 荒茶工場です。

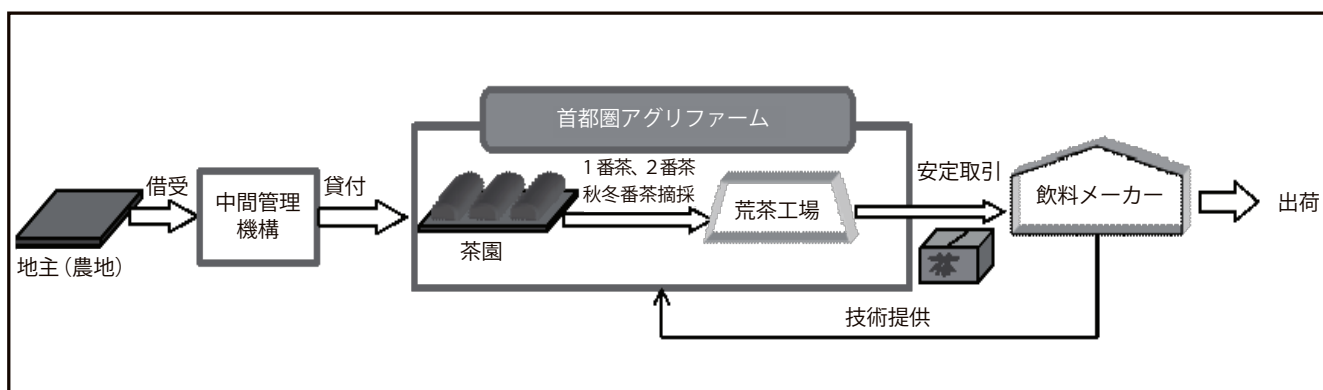
利用権設定・農地中間管理事業（農地バンク）を活用しましょう！

農地の貸借は、農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法による利用権設定でも行えます。利用権設定の貸借権は、利用権設定期間が満了し、更新の手続きを行わなければ自動的に終了します。希望される方は、農業委員または農地利用最適化推進委員へ相談してください。

この他、農地中間管理事業（農地バンク）を活用した貸借の制度もあります。

農地中間管理事業では、農地を貸したい方、借りたい方の希望を市が取りまとめ、それぞれの希望が合った場合に、農地中間管理機構が農地を借受け、希望者へ貸付けを行います。農地中間管理機構は、「信頼できる農地の中間的受け皿」です。公的機関なので、安心して農地を貸すことができます。

埼玉県では、公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構の指定を受けています。入間市内の金子・東金子地区で、この農地中間管理事業を通じて狭山茶振興に取り組まれているのが、表紙と上部で紹介している、**首都圏アグリファーム株式会社**です。



第30回全国手もみ茶品評会

産地賞 入間市手揉狭山茶保存会会長 間野 隆司さん

この度、第30回全国手もみ茶品評会において17年連続22回目の産地賞を受賞することが出来ました。このような名誉な賞を毎年獲得できるのも、行政をはじめとする関係機関の皆様はもちろんのこと、長年にわたりご指導いただいている諸先輩方、そして互いに切磋琢磨して技術向上を続けている会員たちのおかげと深く感謝しております。

私たち保存会は、伝統文化の継承と茶業振興を目的に、昭和45年に設立し昭和52年には市の無形文化財に指定されています。

現在会員は33名在籍しています。活動としては、手もみ茶品評会への出品、資格認定試験による資格取得、会員相互の技術向上や技術の保存。小学校中学校で手もみ茶体験学習や急須を使用したお茶入れ教室、また親子手もみ茶体験学習等を行っています。

これからも全国手もみ茶品評会で産地賞を取り続けることが地場産業である狭山茶の振興に繋がると信じ、会員とともに頑張っていきたいと思います。



(写真前列中央)

第30回全国手もみ茶品評会

農林水産大臣賞 宮岡 誠さん

この度、第30回全国手もみ茶品評会におきまして、農林水産大臣賞という名誉ある賞を受賞させていただき、また併せて入間市の17年連続22回目の産地賞受賞にも貢献することができ、大変光栄に思っております。これもひとえに関係各位のご指導、ご協力の賜物と心より御礼申し上げます。

今後も安心安全でおいしい狭山茶をお届けできるように精進し、微力ながら入間市茶業の振興発展に努めてまいります。



第49回関東ブロック茶の共進会

1位優秀賞(農林水産大臣賞) 西沢 陽介さん

この度は、第49回関東ブロック茶の共進会におきまして、農林水産大臣賞という名誉ある賞を受賞することができ大変光栄に思います。これもひとえに、茶業関係の諸先輩方のご指導ご鞭撻並びに行政、地域の皆様の御支援の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

感謝の気持ちを忘れず、微力ながら日本茶の発展に貢献できるように精進してまいります。



令和3年度埼玉県しいたけほだ場共進会

農林水産大臣賞受賞 貫井 義一さん

農林水産大臣賞受賞を大変光栄に思い、ご指導いただきました皆様に深く感謝しております。

森の恵みを上手く活かし、ほだ木（椎茸菌を植えた原木のこと）を育てています。味・香り・歯ごたえのある原木栽培にこだわり、皆様に喜んでいただける原木しいたけを出荷してまいりますので、ぜひ味わってください。



農業委員・農地利用最適化推進委員

農業委員、農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日までとなっていることから（任期：3年）、任期満了に伴う改選に向けて、候補者の推薦、公募を行います。

○農業委員

農業委員会総会において、農地の権利移動の許可や転用許可への意見具申などの意思決定を行います。また農地利用最適化推進委員とも連携して、農地パトロールや農地の利用意向調査等の実施、地域での話し合いへの参加等も行っています。

○農地利用最適化推進委員

担当地区において、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、主に日常的な現場活動を担います。また農業委員会総会において意見を述べることもできます。

募集期間 令和5年2月下旬頃（約1ヶ月間）

募集人数 ・農業委員 12人 ・農地利用最適化推進委員 9人

農地利用最適化推進委員は、以下のとおり担当地区ごとの定数が決まっています。

担当地区	東金子・豊岡 (中)地区	金子地区	宮寺・二本木 地区	藤沢・豊岡 (南)地区	西武・豊岡 (北)地区
定数	1人	3人	3人	1人	1人

任 期 令和5年7月20日～令和8年7月19日

応募方法 推薦と公募（推薦は地域の農業者や農業団体等から、自らの応募も可）

募集時期等、詳細が決まりましたら、市報及び市公式ホームページへの掲載と、市役所内農業委員会事務局窓口及び各支所への掲示によりお知らせします。

推薦を受けた方・応募した方（候補者）については、推薦・公募期間中及び期間後に、市公式ホームページにて公表します。

入間市内携行缶対応ガソリンスタンド

現在、令和2年の改正消防法の施行により、ガソリンの適正な使用の徹底が求められています。それにより、農業用機械での使用を目的としたガソリンの購入であっても、携行缶の詰め替えは「本人確認」と「使用目的の確認」を行うとともに、「スタッフによる詰め替え」や「販売記録の作成」が義務付けられています。

また、ガソリンスタンドのセルフ化等により携行缶への販売そのものを行わない店舗もあります。しかしながら、農業用機械にガソリンは必須なものでもありますので、入間市内において携行缶への詰め替えが可能なガソリンスタンド一覧を紹介します。

スタンド名	地 区	所 在 地	連 絡 先
ENEOS 井口鉱油 16号入間SS	豊 岡	扇町屋5丁目7-23	04-2964-0258
昭和シェル石油 野口良作商店 豊岡SS	豊 岡	豊岡5丁目5-26	04-2962-3871
出光興産 東日本宇佐美 16号線入間インターSS	東金子	小谷田1丁目12-40	04-2964-2318
出光興産 東日本宇佐美 16号線入間SS	東金子	大字小谷田578-1	04-2965-6531
コスモ石油 キタセキ 入間インターSS	東金子	大字小谷田865-1	04-2965-5205
ENEOS ハタヤ 入間SS	東金子	大字新久569	04-2936-1337
apollostation 表石油 入間寺竹SS	金 子	大字寺竹516	04-2936-0321
ENEOS ENEOS ウイング ルート16入間宮寺TS	宮 寺	宮寺2774-3	04-2935-1571
ENEOS ENEOS ウイング 入間TS	宮 寺	宮寺3186-2	04-2934-5566
ENEOS 石田石油 入間上藤沢SS	藤 沢	大字上藤沢241-2	04-2962-2375
ENEOS 澤田興産 藤沢台SS	藤 沢	大字下藤沢1301-2	04-2963-6060
ENEOS 磯部石油 武蔵藤沢SS	藤 沢	東藤沢1丁目5-28	04-2962-5813
ENEOS 寺清 東藤沢SS	藤 沢	東藤沢2丁目12-20	04-2962-2785

※農業委員会事務局調べ（入間市内全17スタンドの内、13スタンド）

※スタンドによっては、販売内容や容量に制限がある場合や購入の手続き等が異なる場合があります。

実際に購入される際は、事前にスタンドへの確認をお願いします。

第50回入間市農業まつりが開催されました

昨年11月23日の勤労感謝の日に、飲食を制限するなど感染拡大対策を実施したうえで、入間市農業まつりが3年ぶりに市民会館駐車場で開催されました。

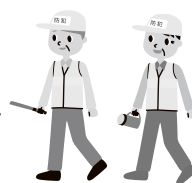
当日は、雨にもかかわらず多くの市民の方々に来場いただきました。農業委員会では、野菜の種子と野菜づくりの冊子を配布しました。



農地のパトロールを毎年実施しています

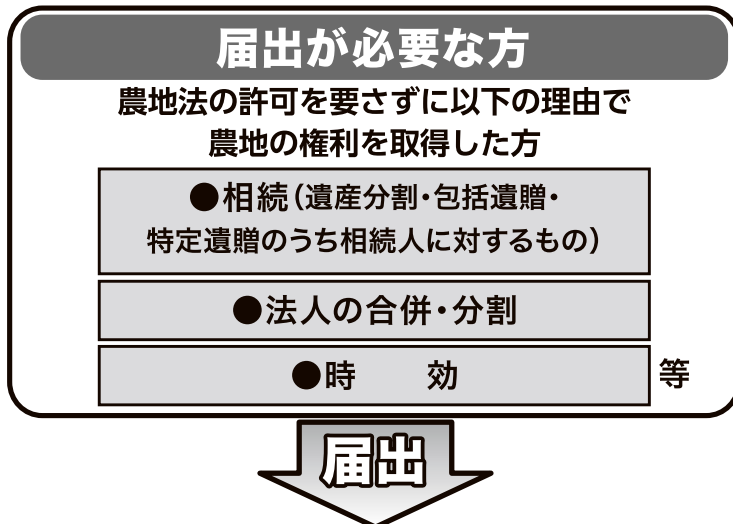
農業委員会では、毎年2回（7月・9月頃）遊休農地の解消に向けて農地パトロール（農地法第30条に基づく利用状況調査）を実施しています。雑草が繁茂する農地の耕作者に対しては改善をお願いする文書を発送するなどの対策を講じています。

農地を適正に管理しないと、病虫害の発生や雑草の種子飛散、さらには枯草化による不法投棄や不審火発生へと繋がりがねません。農地の所有者（耕作者）の皆様は、適正な管理をお願いします。



農地を相続した場合は届出が必要です

農地の権利を相続等によって取得したときは、農業委員会へその旨の届出を行う必要があります。（農地法第3条の3届出）



農業委員会

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰則の規定があります。

届出書類は、市公式ホームページからダウンロードできます。

届出の際、自身で耕作ができない場合は、農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員を通じて、耕作してもらえ方を探す活動も行っております。相続手続きを行い、適正な農地の管理に努めましょう。詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

農地を農地以外に転用する場合は許可や届出が必要です

農地を農地以外に転用する場合（住宅・駐車場・資材置場など）は、農地法に基づく県知事の許可や農業委員会への届出が必要となります。

- 市街化区域内の農地 ・ ・ ・ ・ 農業委員会への届出
- 市街化調整区域内の農地 ・ ・ ・ ・ 県知事許可（申請・農業委員会経由）

また、農地を農地のまま利用する際に、埋め立てたり、盛土する場合にも、転用の場合と同様に、農地法に基づく県知事の許可や農業委員会への届出が必要です。

農地法の許可等を受けずに転用、埋め立て等をした場合は、農地法違反として厳しい罰則が科せられる場合があります。

詳しくは、農業委員会事務局へご相談ください。

なお、市街化区域内農地の転用届出書類は、市公式ホームページからダウンロードできます。

入間市公式ホームページをご活用ください

入間市公式ホームページ内には、農地を相続した際に提出する届出書や市街化区域内の農地転用の届出書をダウンロードできるページがあります。また、農業委員会に関する情報も掲載されておりますので、ぜひご活用ください。



入間市マスコットキャラクター
いるティー

入間市ホームページ <http://www.city.iruma.saitama.jp/>

市ホームページ — いるまを知ろう — 組織一覧 — 部署一覧 — 農業委員会事務局

安心で豊かな老後のために **農業者年金に加入しませんか**

- 農業者の方なら広く加入できます。
- 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- 通常加入の場合、保険料の額は自由に決めることができます。
- 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- 税制面の優遇措置があります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

令和4年からの農業者年金制度の改正

- ①35歳未満で要件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。複数の要件を満たす必要がありますので、加入の際はご確認ください。
- ②農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。
農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。特例付加年金については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を年齢上限なしで選択（裁定請求）することができるようになります。
- ③農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます。
農業者年金に加入できる年齢が20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満までに引き上げられます。

詳しくは農業委員会または最寄りのJA、**農業者年金**検索 <http://www.nounen.go.jp>
独立行政法人 農業者年金基金 03-3502-3199(相談員)、03-3502-3942(企画調整室)

編集後記

農業委員会の主な活動の内容としては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等があります。入間市農業委員会でもより良い農業の振興へ向けて務めているところです。

表紙に取上げさせていただいた首都圏アグリファーム株式会社様は、農業法人として農地中間管理機構を活用し、高齢化や後継者のいない農地を積極的に農家（地主）から借り受け今後も規模を拡大していくとのことでした。入間市にとって農業のみならず、地域の振興・環境等に果たす役割はこれからますます重要になっていくと思われます。また、農業委員会でもこのような取り組みを行っていく農業者の一助になればと思います。

今後、皆様のご協力により明るく活気のある農業へと発展していくことを祈念申し上げます。

入間市農業委員会だより編集委員

部長 平塚 尚吾

委員 久保田 勝・池谷 昭二・

増田 恒治・岩田 孝三郎・

中村 義男・宮岡 康光